



厚生労働省群馬労働局発表
平成 27年 11月16日

【照会先】
群馬労働局雇用均等室
室 長 宮村 雅江
地方機会均等指導官 庭山 たくみ
電 話 027-896-4739

「女性活躍推進法説明会」(実務担当者向け)を開催します ～平成 28年 4月 1日 女性活躍推進法施行～

群馬労働局(局長 内田昭宏)では、本年 8月 28日に成立した女性活躍推進法に基づく行動計画を事業主が平成 28年 4月 1日までに策定し届出できるよう、同法及び省令・指針の内容を踏まえた実務担当者向けの説明会を開催します。

企業の人事労務担当の方、働いている方だけではなく、女性の活躍推進に関心がある方はどなたでもご参加いただけます。

【開催日時・場所】

- 平成27年11月30日(月) 13:30~15:00
場所:群馬県JAビル 第4会議室
- 平成27年12月 2日(水) 13:30~15:00
場所:総合福祉会館 社会適応訓練室
- 平成27年12月 9日(水) 13:30~15:00
場所:伊勢崎市文化会館 大会議室

【内 容】

- (1)女性活躍推進法の概要について
- (2)女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等について

※いずれの会場においても説明会終了後、個別相談会を実施します。

<添付資料>

- 女性活躍推進法説明会案内チラシ
- 女性活躍推進法が成立しました!

女性活躍推進法説明会

(実務担当者向け)

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が制定されました。

これにより、労働者301人以上の事業主は、平成28年4月1日までに①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出・公表、③自社の女性の活躍に関する情報公表などが義務付けられました(労働者300人以下の企業は努力義務)。

群馬労働局では、女性活躍推進法及び省令・指針の内容を踏まえた実務担当者向けの説明会を以下のとおり開催いたしますので、是非ご参加ください。

●平成27年11月30日(月) 13:30~15:00

場所 **群馬県JAビル** 第4会議室(10階) 定員: 120名
(前橋市亀里町1310 電話 027-220-2530)

●平成27年12月 2日(水) 13:30~15:00

場所 **総合福祉会館** 社会適応訓練室(2階) 定員: 103名
(前橋市日吉町2-7-10 電話 027-237-0101)

●平成27年12月 9日(水) 13:30~15:00

場所 **伊勢崎市文化会館** 大会議室(2階) 定員: 144名
(伊勢崎市昭和町3918 電話 0270-23-6070)

※いずれの会場も駐車場はあります。

■ 対 象 事業主・人事労務担当者等、女性活躍推進法に関心のある方はどなたでもご参加いただけます。

■ 内 容 (1)女性活躍推進法の概要について

(2)女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等について

※いずれの会場においても説明会終了後、個別相談会を実施します。

■ 申 込 先 群馬労働局雇用均等室 FAX 027-896-2227

■ 申込方法 裏面申込書にご記入の上、FAXにてお申込ください。

※定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

【お問い合わせ先】



厚生労働省 群馬労働局雇用均等室 (担当: 庭山 小川)

電話: 027-896-4739

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階

群馬労働局雇用均等室 宛

本申込書に必要事項を記入の上、下記FAX番号へお申し込みください。
受講票等は発行しませんので、当日、会場までお越しください。

FAX番号：027-896-2227

※番号はお間違えのないようお願いいたします。

参加申込書

ご希望の会場 (○印を付けてください)	11/30(月) 前橋市 (群馬県JAビル)	12/2(水) 前橋市 (総合福祉会館)	12/9(水) 伊勢崎市 (伊勢崎市文化会館)
事業所名			
所在地	〒		
参加者名 (所属部署名)	所属部署 ()		
御連絡先	電話		

※すでに定員に達した場合はご連絡を差し上げますので、他会場への参加にご協力ください。
※複数名参加も可能ですが、定員に達した場合はお断りする場合があります。
※ご記入いただきました個人情報は、本説明会の目的以外に利用することはありません。

女性の職場における活躍を推進する

女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者（※）を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し（※1）、課題分析を行ってください（※2）

次の女性の活躍状況（①～④）については必ず**把握し、課題分析**を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

★ 女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、**年内**に厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください！

（※1）そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

（※2）望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）行動計画を策定した旨の届出については、来年1月頃から受付を開始します。

（※）労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

（※）効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

（※）公表項目はその中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、10月頃にお示しする予定です。

また、10月頃お示しする予定の**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込む予定ですので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索！

女性活躍推進法特集ページ



今後お示しする予定の取組分野

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

★女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法についての問合せについては、群馬労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

群馬労働局雇用均等室

〒371-8567 前橋市大手町2丁目3番1号
前橋地方合同庁舎8階

電話 (027)896-4739

FAX (027)896-2227

※庁舎移転により、平成27年9月24日から上記住所・連絡先に変更となりました。



厚生労働省 群馬労働局雇用均等室

平成27年9月作成 リーフレットNo.15